

第 1 監査の種類

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

第 2 監査の対象及び目的

1 対象範囲

平成 29 年度の政務活動費に関する事項

2 監査の目的

政務活動費は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 6 号。以下「条例」という。）及び浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 3 号。以下「規則」という。）を定め、議員に交付されている。また、条例第 5 条において、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定め、その使途基準の取り扱いは、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則（平成 18 年 2 月 16 日制定。以下「細則」という。）に規定されており、政務活動費は、政治活動、選挙活動及び後援会活動等のための経費は対象にならないとしている。

なお、浜田市議会基本条例（平成 23 年 9 月 30 日条例第 34 号）第 19 条第 2 項では、政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点から、その使途について説明責任を果たすものとする、と規定されている。

本監査は、政務活動費が、条例、規則等に規定された手続き、使途基準に沿って適正に執行されているかについて検証することを目的とした。

3 対象部局

議会事務局

第 3 監査の着眼点

1 交付事務について

(1) 政務活動費の交付決定、交付方法及び交付時期は、規定に基

づき適正に行われているか。

(2) 政務活動費の履行確認は証拠書類を検証し、適切行われているか。

2 政務活動費の執行について

(1) 議員への交付事務に関する説明は十分な内容となっているか。

(2) 交付申請書、実績報告書等は規定に基づき適正に提出されているか。

(3) 政務活動費は、充てることのできる経費の範囲に充当され、交付目的に沿った内容となっているか。

(4) 領収書等の証拠書類は全て添付されているか。

(5) 市民に対し、政務活動費の用途について説明責任を果たしているか。

第4 監査委員の除斥

本件監査については、法第199条の2の規定に基づき、議会選出の佐々木豊治委員は、政務活動費の交付を受けているため除斥した。

第5 監査の主な実施手順

監査の着眼点に基づき、議会事務局から提出された政務活動費に関する書類の調査及び照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取し審査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

監査日程 平成30年6月6日から平成30年10月30日まで

第7 監査の結果

政務活動費が、条例、規則、細則に基づいて適正に執行されているかを調査照合したところ、交付事務執行については、概ね適正に処理されていた。事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員からの説明聴取の際に指摘したため記述を省略し、つぎの内容を意見とする。なお、改善の措置を講じられたときは、遅延なく通知された

い。

第 8 監査の概要及び意見

1 政務活動費に関する手続

地方自治法の規定に基づき、政務活動費は、浜田市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、条例第 3 条の規定に基づき、年額 10 万円が議員に交付されている。

なお、交付の手続きの主な流れは、次のとおりである。

(1) 政務活動交付申請書の提出

4 月 8 日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員になった日の翌月の 8 日）までに市長に対し提出する。

(2) 政務活動費交付決定（却下）通知

市長から議員に通知する。

(3) 政務活動費交付請求書の提出

議員は、条例第 4 条に規定する交付日の 14 日前までに市長に対し、議長を經由して提出する。

(4) 政務活動費交付

4 月 30 日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。その交付日が、市の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。

(5) 政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）の提出

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、これに領収書等証拠書類の写しを添えて、翌年度の 4 月 20 日までに議長に提出する。また、政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。なお、議員は、交付された政務活動費に残余がある場合には、返還しなければならない。

(6) 収支報告書の写しの送付

議長から市長へ提出期限から 20 日以内に送付する。

(7) 政務活動費の返還

政務活動費の交付を受けた議員が条例第 5 条に定める経費以外に

当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、市長は既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(8) 収支報告書の保存及び閲覧

議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。何人も、議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる。

(9) 透明性の確保

議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努める。

2 政務活動費の交付状況

平成29年10月に改選があったため、上期と下期で分かれている。政務活動費交付額は上期で1,003,126円、下期で729,464円となっており、当初交付額（上期1,399,992円、下期1,000,000円）の上期71.7%、下期72.9%であった。収支報告書に基づく個人別支出額の合計は上期1,259,585円、下期798,213円となっており、それに対する費用別の交付割合は、調査研究費が上期61.2%、下期39.1%、研修費が上期16.4%、下期25.3%、要請・陳情活動費が上期2.9%、下期該当なし、資料作成費が上期0.2%、下期1.8%、資料購入費が上期19.4%、下期33.7%となっており、広聴費の該当はなかった。

なお、議員別交付額は、次のとおりとなっている。

平成 29 年度政務活動費収支報告一覽表

上期 (単位：円)

議席 番号	議 員 名	交付申請額	交付確定額	個人別支出額	支 出 内 訳					
					調査研究費	研修費	広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費
1	足 立 豪	58,333	5,596	5,596						5,596
2	岡 野 克 俊	58,333	58,333	72,641	72,641					
3	柳 楽 真 智 子	58,333	0	0						
4	串 崎 利 行	58,333	45,632	45,632	31,699					13,933
5	小 川 俊 宏	58,333	58,333	78,237	72,641					5,596
6	森 谷 公 昭	58,333	0	0						
7	野 藤 薫	58,333	58,333	123,146	108,146	15,000				
8	上 野 茂	58,333	58,333	108,588	104,340					4,248
9	飛 野 弘 二	58,333	58,333	58,745	31,699					27,046
10	笹 田 卓	58,333	36,435	36,435				36,435		
11	布 施 賢 司	58,333	54,105	54,105	35,505	15,000				3,600
12	岡 本 正 友	58,333	58,333	72,641	72,641					
13	芦 谷 英 夫	58,333	58,333	92,953	72,641	1,300				19,012
14	佐 々 木 豊 治	58,333	57,160	57,160		57,160				
15	道 下 文 男	58,333	27,621	27,621	8,192					19,429
16	田 畑 敬 二	58,333	25,836	25,836						25,836
17	平 石 誠	58,333	58,333	91,157		86,219				4,938
18	西 田 清 久	58,333	36,637	36,637		31,699				4,938
19	澁 谷 幹 雄	58,333	55,490	55,490	22,302				2,062	31,126
20	西 村 健	58,333	4,550	4,550						4,550
21	江 角 敏 和	58,333	58,333	72,641	72,641					
22	牛 尾 博 美	58,333	50,058	50,058						50,058
23	原 田 義 則	58,333	20,676	20,676						20,676
24	牛 尾 昭	58,333	58,333	69,040	65,800					3,240
合 計		1,399,992	1,003,126	1,259,585	770,888	206,378	0	36,435	2,062	243,822
交付率・支出比率		-	71.7%	-	61.2%	16.4%	0.0%	2.9%	0.2%	19.4%

下期 (単位：円)

議席 番号	議 員 名	交付申請額	交付確定額	個人別支出額	支 出 内 訳					
					調査研究費	研修費	広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費
1	三 浦 大 紀	41,666	41,666	44,043	10,355					33,688
2	沖 田 真 治	41,666	41,666	52,189	52,189					
3	西 川 真 午	41,666	39,712	39,712	8,642	27,830			3,240	
4	村 武 ま ゆ み	41,666	41,666	52,189	52,189					
5	川 上 幾 雄	41,666	35,872	35,872						35,872
6	柳 楽 真 智 子	41,667	31,178	31,178						31,178
7	串 崎 利 行	41,667	7,894	7,894						7,894
8	小 川 稔 宏	41,667	31,367	31,367		20,340				11,027
9	野 藤 薫	41,667	41,667	52,189	52,189					
10	上 野 茂	41,667	17,363	17,363						17,363
11	飛 野 弘 二	41,667	24,177	24,177						24,177
12	笹 田 卓	41,667	0	0						
13	布 施 賢 司	41,667	41,667	52,189	52,189					
14	岡 本 正 友	41,667	41,667	52,102	52,102					
15	芦 谷 英 夫	41,667	41,667	48,980	20,160	5,000				23,820
16	永 見 利 久	41,666	22,409	22,409		19,940				2,469
17	佐 々 木 豊 治	41,667	30,648	30,648		30,648				
18	道 下 文 男	41,667	17,964	17,964	6,677				11,287	
19	田 畑 敬 二	41,667	17,230	17,230						17,230
20	西 田 清 久	41,667	35,557	35,557	5,340	15,000				15,217
21	澁 谷 幹 雄	41,666	41,666	48,200		48,200				
22	川 神 裕 司	41,666	13,012	13,012						13,012
23	西 村 健	41,667	40,840	40,840		35,340				5,500
24	牛 尾 昭	41,667	30,909	30,909						30,909
合 計		1,000,000	729,464	798,213	312,032	202,298	0	0	14,527	269,356
交付率・支出比率		-	72.9%	-	39.1%	25.3%	0.0%	0.0%	1.8%	33.7%

3 意見

(1) 調査研究費について

議長が承認した先進市の視察費用について支出があるが、現在運用している細則、政務活動費交付マニュアル・使途運用基準」（以下「交付マニュアル」という。）により適正に執行されていることを認めた。他自治体では日当以外の部分で市職員等の旅費に関する条例に準じて運用しているところもあり、宿泊費については一泊当たりの額に上限を設けているところもあるため、事務局においては今後の運用について更なる適正執行のためにも宿泊費等のあり方について研究されたい。

(2) 資料購入費について

書籍購入費について、政務活動以外の活動も含まれると推測されるゼンリン地図等の購入は、政務活動に占める割合が求めがたいと思われるため、按分により支払をしている自治体がある。そのため、浜田市においても按分による支払いについて検討されたい。また、議員の職業等により、会費を支払い、購読していると思われる新聞や雑誌等の購入については、個人的な支出とも考えられるため、政務活動費として認めることは適当でないと思われる。細則及び交付マニュアルに、会費等を払い、自宅で購読している新聞、雑誌等を除く等の注釈を記載するなど、個人的な支出は対象外であることを明確にされたい。

第 9 まとめ

地方議会における政務活動費について、総務省から平成 28 年 9 月 30 日付総行行第 198 号及び総行経第 22 号で「政務活動費は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の規定により、その交付の対象、額、交付方法及びその充当できる経費の範囲を条例で定めることとされており、また、同条第 16 項の規定では、議長に使途の透明性の確保に関する努力が明記されるなど、住民への説明責任の徹底や使途の透明性の向上を図るための不断の取組が議会に求められています。各議会におかれては、こうした制度趣旨を踏まえ、政務活動費の適正な取り扱いについて更なる取組をお願いします。」との通知があった。また、政務活動費または政務調査費については多くの判例があり、具体的な使途及び市政との関連が

十分に説明されない支出については違法支出と判断される場合が多い。

政務活動費の支払方法について見ると、当市においては前払い方式であり、議員 24 名のうち上期で 14 名、下期で 16 名に残余金があり、返還している。政務活動費は地方自治法第 232 条の 2 に規定している補助金と同等の性質のものであり、議員の活動において必要な費用として支払われるものであることを考えると、昨年度の行政監査の意見としても述べているところであるが、適正と認められた実費を支払う後払いとすることが、透明性のある運用につながり適切であると考えられる。他の自治体でも後払いを導入している自治体が増えつつあり、具体的な使途及び市政との関連を精査したうえで支払いができる後払いを取り入れるよう検討されたい。

政務活動費の交付事務については、平成 28 年 11 月に作成した交付マニュアルを議員に配布し周知をはかり、また、新人議員にはスライドを使い研修を行っているとの説明を受けたが、他の自治体では議員同士で政務活動費の判例について勉強会を開催しているところもあり、個別具体例をあげて支出可能な政務活動費についての理解を深めている。議員、議会事務局職員が統一した見解を持って運用するためにも、研修会等を定期的に関開くなど、政務活動費がより有意義に、また適正に執行されるよう望むものである。

一方で、当市は他の自治体よりも早く市議会の HP にて支出内容を公開するなどして透明性のある運営に努力しており、評価ができる。今後も市民の理解が一層得られるよう、社会情勢に応じて交付マニュアル等の見直しをされ、議案の審査や政策立案等についての調査研究活動に政務活動費がなお一層有効に活用されるよう要望する。

【参考資料】

政務活動費に関する規定

○ 地方自治法

第 100 条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

○ 浜田市議会基本条例

(政務活動)

第 19 条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその使途について説明責任を果たすものとする。

3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないように全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。

4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費は、年額10万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

(1) 年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 年度の中途から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）から3月までの月割額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、任期満了後の一般選挙により引き続き選出された場合にあっては、これを切り上げた額）

(交付の時期)

第4条 政務活動費は、4月30日に交付する。ただし、年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する月の翌月の末日に交付する。

2 政務活動費の交付日が、浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、議長と協議の上、交付日を変更することができる。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等証拠書類の写しを添えて翌年度の 4 月 20 日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、議員でなくなった日から 30 日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、政務活動費の交付を受けた議員が疾病、天災等の事由により前 2 項の規定による提出期限（以下「提出期限」という。）までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。

4 政務活動費の交付を受けた議員が提出期限までに収支報告書を提出しない場合は、当該議員は当該政務活動費を使用しなかったものとみなす。

（収支報告書の写しの送付）

第 7 条 議長は、収支報告書の写しをその提出期限から 20 日以内に市長に送付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第 8 条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において第 5 条に定める経費の範囲内で支出した額の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度の中途において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は当月分）から 3 月までの月割額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を返還しなければならない。

3 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第 5 条に定める経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるとき、又は当該議員が提出期限までに収支報告書を提出しないときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第 9 条 議長は、提出を受けた収支報告書を、提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第 10 条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 16 年浜田市条例第 3 号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 41 号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条の改正規定（「7 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。） 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）

(経過措置)

2 この条例（第 3 条の改正規定（「7 万円」を「10 万円」に改める部分に限る。）を除く。以下同じ。）による改正後の浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日条例第 7 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 13 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

（平 25 条例 7・全改）

項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等
要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4 月 8 日（年度の中途から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の翌月の 8 日）までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により当該議員に通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 議員は、条例第 4 条の規定による交付日の 14 日前までに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(収支報告書)

第 5 条 条例第 6 条に規定する収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 5 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浜田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成 18 年度以後の年度分の政務調査費について適用し、平成

17年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○ 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 6 号）第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃使用とするときは、議会運営委員会に諮って了承を得た後、全員協議会で出席議員全員の同意を得て実施する。
- 3 政務活動費の使途基準に定める各項目ごとの金額は、議員個人の意思によって決められるものであるが、議員の調査研究その他の活動を明確にする上でも、収支報告書の各項目における支出額は最低 3,000 円程度になるよう努力するものとする。
- 4 議員は、税務活動費を支出したときは必ず領収書（書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。）を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類（レシートや相手方が発行する支出証明書等）を得ること。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき（調査研究費を支出したときなど）は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を

示す添付資料を提出することとする。

8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了時は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年3月20日 一部(7項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成22年3月18日 一部(5項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成25年3月12日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び8項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成25年7月26日 一部(別表政務活動費をあてることができる経費)を改正

平成28年11月25日 一部(5項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

別表 政務活動費をあてることができる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代

	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費（運賃、宿泊料） ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 	<ul style="list-style-type: none"> ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれる場合は認める。
広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷代 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費（運賃、宿泊料） ○車借上料（バス、タクシー等） ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の 1/3 以内） ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費 ●備品（1件の取得価格が税込み10,000円以上のもの）ただし、10,000円未満の物品で議員をやめたときは事務局に返納する。
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 （明確に政務活動費に係るもの以外は按分：該当経費の 1/3 以 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑

	内) ○新聞購読料（専門誌のみ）	誌、新聞等
その他 （上記費 目すべて に該当）		<ul style="list-style-type: none"> ●電話代（自宅、携帯） ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費